

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋屋外の雨水排水配管において、腐食(穴あき)が認められたため、当該配管を補修。	GⅢ	
2	2号機	主復水器連続洗浄装置(A)において、洗浄用ボールの回収率低下が認められたため、原因調査後対応検討。	GⅢ	
3	2号機	主復水器連続洗浄装置(C)において、洗浄用ボールの回収率低下が認められたため、原因調査後対応検討。	GⅢ	
4	3号機	工具管理センター管理のダイヤルゲージ(1台)校正時、動作不良(長針の針飛び及び計測不可能範囲あり)が認められたため、当該ダイヤルゲージを修理	GⅢ	
5	3号機	設備パトロールにおいて、所内電源480/210Vモーターコントロールセンターの電源ユニット(2C)内より異音(ジー音)が認められたため、当該電源ユニットを点検。	GⅢ	
6	3号機	換気空調補機冷却系サービス建屋冷凍機膨張水槽補給水弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	
7	4号機	廃棄物処理補機冷却系海水ポンプ(C)点検時、当該ポンプのインペラーとケースの間隙において管理値外れが認められたため、対応検討。	GⅢ	
8	その他	工具管理センター管理業務(委託)においては、契約仕様書で計器校正記録等を当社に提出(毎月)するよう要求しているが、同記録を工具管理センターに保管(未提出)していたことが認められたため、当該記録を当社へ提出。	GⅢ	
9	その他	発電所設置の特殊肥料(コンポスト)生産設備から発生するコンポスト運用のため、肥料取締法の規定に従い届出(H18年10月)を行った特殊肥料生産業者届出書及び肥料販売業務開始届出書の代表者(所長)氏名において、変更届出の失念が認められたため、当該変更届出書を提出。(コンポストについては全量を発電所内で消費)	GⅢ	